

# よりよい 関係づくり のために

地域福祉活動 × 個人情報保護

PERSONAL INFORMATION HANDING GUIDEBOOK



# はじめに

～この冊子に込めた願い～

私たちが暮らす地域には、年齢、国籍、障がいのあるなしにかかわらず、子どもから高齢者まであらゆる人が暮らしています。

地域では見守り活動や災害時の避難支援活動など、みんなが安心して暮らしていくための取組が、地域住民主体で行われていますが、これらの活動には、支援を必要とする人の情報（＝「個人情報」）が必要です。

こうした取組を進めていくためには、なによりお互いが信頼関係をつくりあい、安心して心が開きあえる関係をつくっていくことで、支えあい、助けあい、見守りあうことにつながっていくのではないのでしょうか。

この冊子は、地域福祉を推進するうえで、取り扱いに迷うことが多い個人情報について、地域福祉活動に取り組むみなさんが、大切な「テーマ」として学びあい、それぞれの取組にあわせた「ルール」をみんなで考えるきっかけにしてほしいと、思いを込めてつくったものです。この思いがひとりでも多くの人に伝わることで、次のような効果を期待しています。

- ・「個人情報」を正しく理解することで、「個人情報」に対する理解が深まり、誤解や過剰反応が少なくなる。
- ・見守り活動や避難支援活動に取り組んでいる人が、支援を必要としている人に安心して気づき、支えることにつながる。
- ・見守り活動や避難支援活動に取り組んでいる人が、ひとりで抱え込まずに、広く関係者と連携して活動できるようになり、負担を軽くすることにつながる。



一人ひとりの  
活用してみよう  
活動の場面で  
活用してみよう

- ・活動するグループの打合せで確認しあおう
- ・役員会で共通認識しておこう
- ・市の出前トークを利用して、勉強会を開催しよう など

# 1 個人情報のこと

地域で取り組まれている見守り活動や避難支援活動などの「地域福祉活動」は、人と人とのかかわりの中で進められていくものです。お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。地域住民や支援が必要な人などとの信頼関係を築くためには、プライバシーに配慮し、個人情報保護の意味や目的をお互いに理解することが大切です。

個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」と規定されています。（例えば、氏名、生年月日、住所、連絡先…など）

## 【個人情報保護法第2条】

個人情報はその数にかかわらず、紙や電子媒体を問わず、紙やデータで名簿を管理されているすべての事業者が個人情報保護法の規定の対象とされています。

※

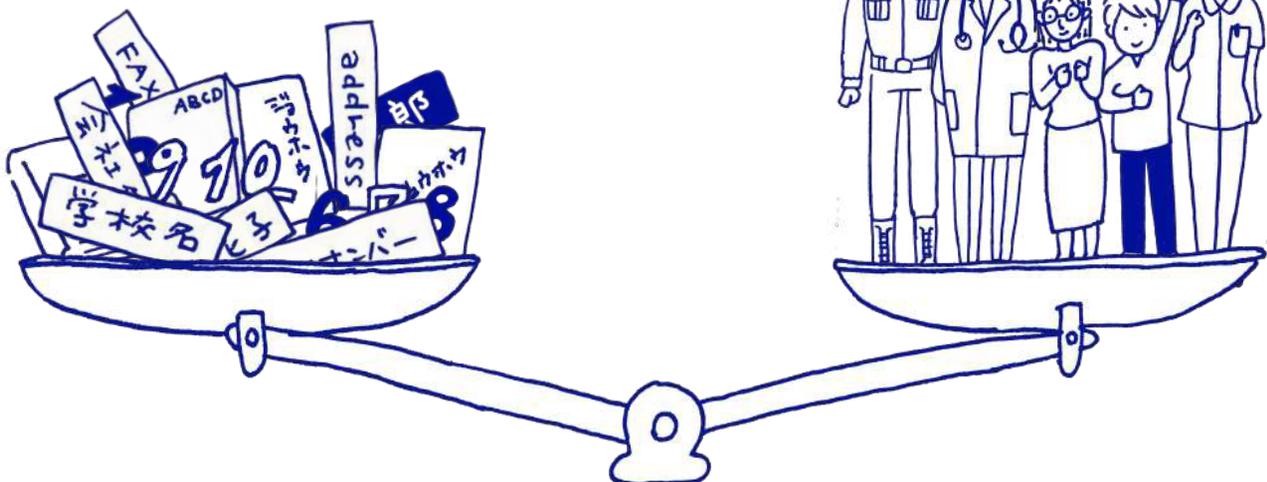
個人情報保護法では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。

## 【個人情報保護法第1条】

つまり、個人情報であれば何でも「保護」ではなく、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものであるということです。

法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。

※事業者とは、株式会社〇〇法人に限らず、マンションの管理組合、NPO、自治会や同総会などの非営利組織も含まれます。



# 2 個人情報を集めるとき(収集)

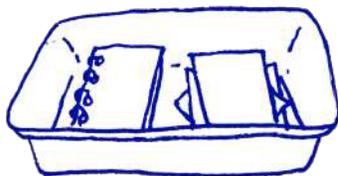
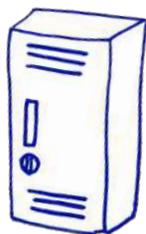
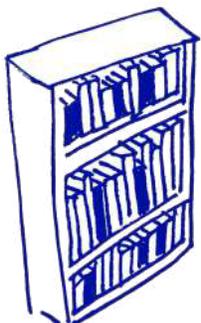


地域で見守りや支えあい活動をしようと思っても、「どこに」「どんな人が」いるか分からないことがあります。こうした情報を集めて名簿を作ろうとしても、「個人情報だから」と、提供してもらえないことがあります。

個人情報を提供することは、だれもが不安。まずは、お互いの信頼関係が大切です。

**Check!** ○(できている)、△(やろうとしている)、×(できていない) でチェックしてみましょう

○△×	利用目的、管理の方法、利用の範囲、収集する情報の内容、収集する対象の範囲を決めています。
○△×	<p>利用目的、管理方法、利用の範囲などを、本人に説明し、本人の同意・承諾を得ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 相手が納得できるよう、丁寧に説明、確認をしています。</li> <li>* 口頭で伝えた場合は、同意した日時、同意の範囲、同席した人の氏名を記録しています。</li> <li>* 目的外の利用については、その都度、本人に確認を行うことを伝えています。</li> </ul>
○△×	活動に必要な情報のみを収集しています。
○△×	生命・身体・財産にかかわる緊急時には、本人の同意なく、第三者に提供することがあることについて、同意を得ています。
○△×	ていねいに説明しても同意が得られない場合は、本人の意思を尊重しています。



Is this ok?



# 3 個人情報管理するとき



個人情報を提供したということは、相手を信頼してのこと。その信頼をなくさないよう、収集した（お預かりした）情報を適切に管理するため、ルールを作っておきましょう。

情報の漏えい（なくす、盗難、誤った公開）の多くは、「うっかりミス」から発生します。個人情報にかかわる一人ひとりが、日ごろから意識を持って活動しましょう。

**Check!** ○(できている)、△(やろうとしている)、×(できていない) でチェックしてみましょう

○△×	個人情報の取り扱いのルールや手順書、台帳などを作っています。
○△×	管理者や保管する場所を決め、鍵がかかる場所で保管しています。
○△×	コピーしたり、外に持ち出したりしないことを徹底しています。
○△×	不要になった個人情報は、シュレッダーにかけたり、電子データは完全に削除しています。
○△×	個人情報が含まれている書類などには、不必要に第三者（家族なども含みます）の目に触れないように保管しています。
○△×	万が一、個人情報の漏えい（なくす、盗難、誤った公開）の問題が発生したときの手続きなどを決めています。

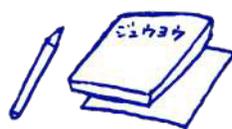
**Point!** こんなうっかりミスに注意!



廃棄ミス



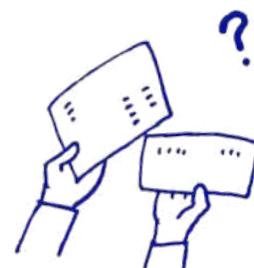
FAXやメールの送信ミス



書類の置き忘れ

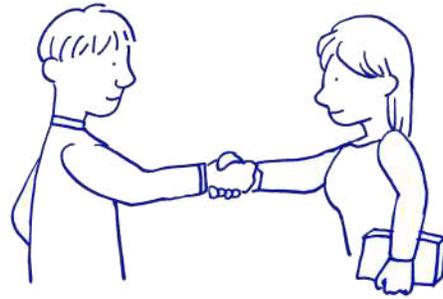


鍵のかけ忘れ



原紙を渡してしまうなど

# 4 個人情報共有するとき



地域福祉活動は、その対象となる人の情報を、一緒に活動する団体間で共有しなければ、連携できません。

反面、このことは、個人情報が流出するリスクにつながります。

本人に同意してもらったうえで、共有する必要がある情報を選び、提供先や、提供する方法などにしっかり配慮すれば、トラブルにはならず、適切な支援に結びつけることができます。

## Check!

○(できている)、△(やろうとしている)、×(できていない) でチェックしてみましょう

○△×	事前に共有する相手を決めています。
○△×	情報の提供には、あらかじめ団体の活動内容を踏まえ、地域で連携するときに必要な情報の範囲で、複数の団体間で共有することを本人に説明し、同意を得ています。また、この範囲を超えている場合は、個人情報の提供について、本人に改めて同意を得ています。
○△×	第三者に個人情報を提供する場合は、必ず事前に本人の同意を得ています。
○△×	収集した個人情報をそのまま提供することはせず、その目的や相手の状況によって、提供する内容を選び、必要最小限の情報を選んで改めて資料を作成し、個人情報取扱いなどの注意書きを記入しています。
○△×	個人情報の提供を求められたとき、その利用目的が本人の利益になると判断できるときは、必ず本人に確認して提供するか、本人から連絡してもらうようにしています。 ※たとえ、善意の場合であっても、原則として、本人の同意が必要です。
○△×	個人や家族の不利益にならないよう配慮しています。

## Point!

緊急時の情報提供



生命・身体・財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合には、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することができます。見守り活動の中では、判断に迷う場合もありますが、緊急時の対応について、どうするか話し合っておくことも必要です。





発行年月 令和2（2020）年3月  
編集発行 廿日市市 福祉保健部 福祉総務課  
デザイン seiko sunoue  
監 修 廿日市市地域福祉計画推進委員会